

TMI 中国最新法令情報 —(2020年4月号)—

TMI 総合法律事務所

〒106-6123 東京都港区六本木 6-10-1

六本木ヒルズ森タワー23階

TEL: +81-(0)3-6438-5511

E-mail: chinalaw@tmi.gr.jp

〒200031 上海市徐匯区淮海中路 1045 号

淮海国際広場 2606 室

TEL: +86-(0)21-5465-2233

〒100020 北京市朝陽区朝外大街乙 12 号

昆泰国際大厦 2412A 室

TEL : +86-(0)10-5925-1200

皆様には、日頃より弊事務所へのご厚情を賜り誠にありがとうございます。

お客様の中国ビジネスのご参考までに、「TMI 中国最新法令情報」をお届けします。記事の内容やテーマについてご要望やご質問がございましたら、ご遠慮なく弊事務所へご連絡下さい。バックナンバーについては、弊事務所のウェブサイトに掲載させていただきますので、併せてご利用下さい。(http://www.tmi.gr.jp/global/legal_info/china/index.html)

目次

一. 中国最新法令	2
1. 中央法規	
(1) 建設工事消防設計審査検収管理暫定規定	
(2) 疫病に対応し改革開放をより一層推進し外資の安定化を適切にすることに関する通知	
(3) 重点場所、重点単位、重点人員の新型コロナウイルス感染肺炎疫病的防止関連作業をより一層適切にすることに関する通知	
(4) 全国感染リスクの異なる地域における企業・事業単位の業務再開・生産再開に関する疫病的防止措置指針	
二. 連載 中国法実務のイロハ／第三弾：契約実務のイロハ	10
(第1回 取引相手の選定と審査)	
三. 中国法務の現場より	17
1. 「北京市ビジネス環境最適化条例」について	
2. マスク等の防疫物資の輸出規制について	

一. 中国最新法令（2020年3月上旬～2020年4月中旬公布分）

1. 中央法規

(1) 建設工事消防設計審査検収管理暫定規定¹

住宅都市農村建設部 2020年4月1日公布、2020年6月1日施行

① 背景

中国で建設工事（工場の新設や増設等）を行う場合、消防関連の設計審査、検収、届出、抽出検査（以下「消防検収等」という。）及び日常の消防監督検査は、従来、全て公安消防機関が担当してきた（旧消防法²第14条、第53条等）が、2019年4月23日に行われた消防法の改正により、消防検収等の管轄権は、公安消防機関から住宅都市農村建設機関に移転され、公安消防機関は、日常の消防監督検査のみを行うこととなっている（現行消防法第14条、第53条等）。

上記の法改正及び政府管轄機関の職権移転により、従前公安部より公布され、公安消防機関が消防検収等を管轄するための具体的な要求や手続等を定めた「建設工事消防監督管理規定」³（以下「消防監督規定」という。）に代わり、新たな管轄機関となった住宅都市農村建設部⁴は、消防検収等に関して新たに本暫定規定を制定・公布した。消防監督規定の関係規定は本暫定規定に取って代わられることになる。

なお、日常の消防監督検査は本暫定規定の施行後も引き続き公安消防機関より実施されるため、本暫定規定の名称には、「消防設計審査検収管理」しか含まれておらず、「消防監督」に触れていない。

② 主な内容

ア 主な構造と内容

本暫定規定は、引き続き公安消防機関より実施される消防監督検査を除き、基本的に消防監督規定とほぼ同じ構造（総則、品質責任、消防設計審査、消防竣工検収、届出と抽出検査及び法的責任等を定める附則の6章）となっており、内容面においても、消防監督規定の規定（審査と検収の適用範囲等）と同じ又は類似するところが多く見受けられる。その主な内容は、以下のとおりである。

¹ 「建设工程消防设计审查验收管理暂行规定」

² 「消防法」

³ 「建设工程消防监督管理规定」

⁴ 中国語の正式名称は「住房和城乡建设部」という

(a) 品質責任（第2章）において、消防監督規定と同じく、消防設計と施工品質に対する建設単位、設計単位、施工単位、工事監理単位及び技術サービス機構それぞれの責任と義務を定める。また、本暫定規定は、更に建設単位は主要責任、設計単位、施工単位、工事監理単位及び技術サービス機構は主体责任、これらの各単位と機構の従業員は個人責任をそれぞれ負担することを明確にしている。

(b) 消防設計審査（第3章）、消防竣工検収（第4章）において、

➤ 消防設計審査と消防竣工検収が必要とされる建設工事の範囲について、消防監督規定に定めるこれらの建設工事を「特殊建設工事」と定義したうえ、その範囲（例えば建築面積が2,500平米を超える労働集約型企業の製造工場等）をそのまま継続することになる。そのため、今まで消防監督規定に基づいて消防設計審査と消防竣工検収が必要とされていた建設工事については、本暫定規定の施行後も従来と変わらずに当該審査と検収を行わなければならない。

また、上記の従来範囲以外に、「国家工事建設消防技術基準に定める1類の高層住宅マンション」が「特殊建設工事」として追加されている。

➤ 消防設計審査と消防竣工検収を申請する際の所要資料について、消防監督規定に定める消防設計審査の所要資料のうち、設計単位の資質証明文書と建設単位の営業許可証等の提出は不要となり、消防竣工検収の所要資料のうち、消防製品の品質合格証明、建築材料の国家又は業界基準に適合する証明、及び消防施設の検測合格証明等の提出も不要とされた。

➤ 消防設計審査と消防竣工検収の審査期間のいずれも受理後20日以内から受理後15日に短縮された。

(c) 届出と抽出検査（第5章）において、上記(b)の消防設計審査と消防竣工検収が必要とされる「特殊建設工事」以外の建設工事を「その他の建設工事」と定義したうえ、消防監督規定に定める施工時の消防設計届出及び竣工時の消防検収届出という2つの届出手続を竣工時の消防検収届出のみに緩和し、施工時の消防設計届出は不要となった。

イ 新たな追加内容

消防監督規定の規定以外に、本暫定規定は新たに以下の内容を追加した。

(a) 総則（第1章）において、

➤ 消防検収等は県レベル以上の住宅都市農村建設機関より管轄することを明記する。

➤ インターネット技術等の情報化手段を通じて消防検収等を実施し、行政サービスの水準を高める目標を立てる。

➤ 住宅都市農村建設機関は、消防検収等の実施状況及び関連資料（消防施設の図面等）を公安消防機関と共有することを定める。

➤ 消防検収等を実施する人員と建設、設計、施工、工事監理、技術サービス等を行う単位の人員は、相応の技術能力を備え、且つ定期的に職業訓練に参加する

ことを要求する。但し、当該「相応の技術能力」の詳細を定める規定は未だ制定されていない。

- (b) 消防竣工検収（第 4 章）において、「特殊建設工事」に対する現場調査の具体的な要求現場や調査方法等（建物の消火施設に対する抽出検査、専門機械設備を用いる現場サンプリング調査、消防施設の機能に対するサンプリング調査等）を定める。

(2) 疫病に対応し改革開放をより一層推進し外資の安定化を適切にすることに関する通知⁵

商務部 2020 年 4 月 1 日公布、同日施行

① 背景

新型コロナウイルスの感染拡大による影響で、最近、日本政府がおよそ 2400 億円の緊急経済対策を打ち出し、サプライチェーンの再構築のため、中国の日系企業の一部を国内に「呼び戻す」計画が動き出し、米国も米国企業の回帰や一部企業の東南アジアへの移転を奨励すると打ち出し、「外資の中国からの撤退」に関する話題が注目を集めている。

このような情勢に対応するために、中国共産党と中国政府は、外資の安定化等を図るために一連の指示や政策等を打ち出し、商務部はこれらの指示や政策等に従い、外商投資及び対外貿易等に対する新しい政策や措置を定める通知を公布している。

本通知は、外資系企業の正常な経営秩序への回復を支援し、対外開放のレベルを更に高め、商務領域における「開放・管理・サービス」の改革の更なる推進、外商投資サービスの促進強化、外商投資環境の継続的な最適化という 5 つの方面から 24 条の外資安定化措置を定め、商務部の現時点と本年度における外資安定化の作業に関する総合的な政策文書と位置付けられている。

② 主な内容

ア 外資系企業の正常な経営秩序への回復を全力で支援する

- 健全な疫病対応のメカニズムを確立する。対外貿易、外資系企業の生産復旧に関する専門チームを設置し、外資企業の生産復旧における困難と問題を即時に把握且つ解決する。
- 外資系企業の生産復旧における困難と問題を的確に解決する。各地方は、外資系企業の生産復旧の基本状況を把握したうえ、作業台帳を作成し、一対一で企業の個別問題の解決に協力し、外資系企業に疫病防止の完全対策を取る前提の下で、秩序を保ちながら正常な生産経営に復帰することを指導する。
- 重大な外資プロジェクトの建設と徹底・具体化を支援する。

イ 更にハイレベルな対外開放を推進する

- 参入前の国民待遇+ネガティブリスト制度を徹底・具体化する。外商投資ネガティブリストの修正を加速し、外資参入を制限・禁止する分野を更に圧縮・減少すると同時に、金融等のサービス業の対外開放を拡大する。また、各地方は厳格に

⁵ 「商务部关于应对疫情进一步改革开放做好稳外资工作的通知」

ネガティブリスト制度を徹底・具体化し、ネガティブリスト以外の分野における外資参入に対する参入制限を行ってはならない。

- 外商投資を奨励する範囲を更に拡大する。「外商投資奨励産業リスト」の修正を加速し、先進製造業、新興産業、ハイテク、省エネルギー・環境保護等の領域への外資参入を誘導する。
- 自由貿易試験区、自由貿易港の建設を推進する。自由貿易試験区外資参入ネガティブリストを更に圧縮・減少し、海南自由貿易港の建設を推進する。
- サービス業の開放拡大の試行をより一層推進する。北京市サービス業の開放拡大の総合試行をより一層推進し、全国におけるサービス業の更なる開放拡大の試行を検討する。
- 国家レベルの経済技術開発区におけるイノベーションを推進する。「国家レベルの経済技術開発区におけるイノベーションの推進と改革開放の新たな高みを形成促進に関する国务院の意見」⁶及び国家レベルの経済技術開発区のイノベーションに関する現場会議の趣旨を徹底・具体化する。
- 地域の開放発展を強化する。

ウ 商務領域における「開放・管理・サービス」の改革を更に推進する

- 外商投資管理体制の改革を強化する。外商投資法⁷及びその実施条例を厳格に徹底・具体化し、各レベルの商務主管部門の外商投資企業の設立及び変更事項に対する審査認可と届出を全面的に取り消し、外商投資の自由化、利便化をより一層高める。
- 外商投資情報報告弁法を実施する。「外商投資情報報告弁法」⁸等の規定を施行し、作業プロセスの最適化等を行い、企業の負担を軽減する。
- 事中・事後監督管理制度を健全化する。商務総合法律執行体制の改革を強化し、公開・透明な監督管理規則を完全化する。
- 国家レベルの経済技術開発区の体制改革を推進する。
- 対外経済貿易発展の専用資金を活用する。

エ 外商投資サービスと促進作業を強化する

- 外資誘致の方法を革新する。情報化手段を十分に活用し、リモート紹介、テレビ電話会議、オンライン商談、クラウドでの締結等のオンライン外資誘致の方法を通じて、引続き外資誘致を強化する。
- 外商投資情報プラットフォームを構築し、完全化する。
- 外商投資の促進作業のレベルを向上させる。国内外の外資促進ネットワークの構築を加速し、外商投資促進公共サービスプラットフォームを構築し、完全化する。

⁶ 「关于推进国家级经济技术开发区创新提升打造改革开放新高地的意见」

⁷ 「外商投资法」

⁸ 「外商投资信息报告办法」

る。

- 展示会プラットフォームの役割を十分に発揮する。中国国際輸入博覧会、中国国際投資貿易商談会等の重要展示会を開催し、投資促進プラットフォームの役割を十分に発揮する。
- 多国間の投資促進体制の構築を強化する。中国・欧州投資協定、日中韓自由貿易区、中国・GCC自由貿易区等の交渉を積極的に促進する。

オ 外商投資環境を継続的に最適化する

- 外商投資法及びその関連法令を全面的に徹底・具体化する。
- 外資政策の徹底・具体化を強化する。「外資利用作業をより一層実施することに関する国務院の意見」⁹等の一連の外資安定化の政策措置をより一層徹底・具体化する。
- 外商投資の合法的な権益を保障する。「外商投資企業クレーム作業弁法」¹⁰を改正し、外商投資企業クレーム作業部門間連席会議制度の役割を十分に発揮する。
- 投資促進機構と商業協会の架け橋の役割を十分に発揮する。
- 新聞宣伝と世論の誘導を強化する。

(3) 重点場所、重点単位、重点人員の新型コロナウイルス感染肺炎疫病の防止関連作業をより一層適切にすることに関する通知¹¹

国務院 2020年4月6日公布、同日施行

① 背景

新型コロナウイルス感染肺炎疫病の対策として、中国共産党中央委員会は今年2月頃、各地の共産党委員会と政府に対して、「重点にフォーカスし、統一的に配慮し、種類別に指導を行い、地域別で対策を実行する」との作業方針を求めている。

そのうちの「地域別で対策を実行する」ことについて、2月18日に公布された国務院の「科学的な予防・治療、的確な施策、地域別・レベル別に新型コロナウイルス肺炎疫病防止活動を行うことに関する指導意見」¹²によると、湖北省と武漢市は引続きもっとも厳格な防止措置を取り、北京市は引続き防止措置を取り、首都の安全を確保すると共に、各地方は、県（市、区、旗）を（地域）単位として、当該地域の人口と肺炎感染の状況に基づいて総合的に検討・判断を行い、科学的に感染リスクのレベルを区分し、レベル別・種類別の防止対策を明確しなければならないとされている。各地の感染リスクのレベルは国務院のウェブサイトで見ることが可能となっている¹³。

⁹ 「国务院关于进一步做好利用外资工作的意见」

¹⁰ 「外商投资企业投诉工作办法」（なお、現行法は「外商投资企业投诉工作暂行办法」）

¹¹ 「关于进一步做好重点场所重点单位重点人群新冠肺炎疫情防控相关工作的通知」

¹² 「关于科学防治精准施策分区分级做好新冠肺炎疫情防控工作的指导意见」また、当該指導意見の全文は公表されておらず、概要のみがネットで紹介されている（http://www.gov.cn/xinwen/2020-02/18/content_5480514.htm）。

¹³ <http://bmfw.www.gov.cn/yqfxdjcx/index.htm>

上記の状況を踏まえ、国務院連合予防・抑制メカニズムは、集団感染の発生を有効に防止し、地域別で対策を実行することを徹底・具体化し、重点場所、重点単位、重点人員グループの疫病防止をより一層適切化にするため、本通知を制定・公布した。

なお、各種規制の内容や方法は頻繁に変更がなされるため、本通知の内容については、あくまで、制定当時の原則的な内容であることに留意されたい。

② 主な内容

ア 指導原則

- 地域別・レベル別に異なる勤務場所と公共場所の防止措置を的確に実施する。感染リスクのレベルの低い地域について「段階的、適当に開放」、感染リスクのレベルが中又は高の地域について「安全・安定」とのそれぞれの対応原則が適用される。
- 特殊単位と人員の防止措置（下記イを参照されたい。）を強化する。
- 重点場所と重点人員グループの防止指導を強化する。「対外的に感染流入を防止し、対内的に疫病流行の悪化を防止する」体制を構築し、「早期発見、早期報告、早期隔離、早期治療」との対応措置を実施する。年寄り、児童、妊婦、学生及び医療人員等の重点人員グループを中心に、個人防止策を指導する。

イ 防止措置に関するアドバイス

- 生活サービス類の場所について、感染リスクのレベルの低い地域では室内換気、消毒及び人員の健康監督検査の適切実施を前提として正常な営業を行い、感染リスクのレベルが中又は高の地域では人数を適宜制限し、人の集まりを減少する。
- 開放的な活動場所について、感染リスクのレベルの低い地域では段階的に正常な営業を回復し、感染リスクのレベルが中又は高の地域では室内換気、消毒及び人員の健康監督検査の適切実施を前提として正常な営業を行い、且つ人の集まりを減少する。また、大型集団的なスポーツ活動（例えばマラソン大会）、集団的な宗教活動、各種の展覧会や展示会等は当面実施しない。
- 密閉空間の娯楽・リラクゼーション場所について、感染リスクのレベルの低・中・高の地域はいずれも当面開業しない。
- 旅客輸送の場所・駅と公共交通機関について、旅客機、列車及び待合室等では、室内換気、消毒及び人員の健康監督検査等の日常的な監督管理を厳格に行い、且つ乗客の人数を制限、分散で着席等の措置を通じて人員の集まりを減少する。また、国外から帰国運送、入国検疫、目的地までの送迎等の防止・監督管理措置を取る。
- 特殊単位の場所、すなわち養老施設、児童福祉施設、刑務所、精神衛生医療機構等の特殊単位について、感染リスクのレベルの低い地域では人員防止・保護や消毒等の日常防止作業を行い、感染リスクのレベルが中又は高の地域では緊急対応予備案を制定し、防止措置を厳格に実施する。
- 企業と事業単位について、感染リスクのレベルの低い地域では室内換気、消毒及び人員の健康監督観測等の日常的な衛生管理を行い、感染リスクのレベルが中又は高

の地域では時差出勤、フレックスタイム制又は在宅勤務を推薦し、人員の集まりを減少する。

(4) 全国感染リスクの異なる地域における企業・事業単位の業務再開・生産再開に関する疫病の防止措置指針¹⁴

国務院 2020年4月7日公布、同日施行

① 背景

2020年2月21日、国務院連合予防・抑制メカニズムは、「企業・事業単位の生産復旧における疫病防止措置指針」¹⁵を公布し、企業・事業単位の疫病防止及び段階的な生産復旧に対して積極的な役割を果たした。

現在（2020年4月）、中国の疫病防止の状況が進んでおり、殆どの県（市、区、旗）は感染リスクのレベルの低い地域になっているため、省を単位として経済社会秩序の回復を推進し、「地域別で対策を実行する」方針（前述（3）の①を参照されたい。）に従い、感染リスクのレベルの低い地域において、全面的な生産復旧をより一層推進し、感染リスクのレベルが中又は高の地域において、科学的に防止、適格的に対策を実施、地域・レベルを区分する等の要求に応じて、企業・事業単位の疫病防止と生産復旧を統括的に実施するために、国務院は、本防止措置指針を制定・公布した。

② 主な内容

ア 感染リスクのレベルの低い地域の企業・事業単位について

- 対外的に疫病流入への措置を取り、従業員の流動状況を把握する。感染リスクのレベルが中又は高の地域及び国外からの従業員に対して、所在地の地方政府の要求に従って健康管理を行い、感染リスクのレベルの低い地域からの従業員に対して、体温検査で正常であれば即時に出勤できるし、出勤前の隔離のような出勤妨害措置を行ってはならない。
- 各企業・事業単位は、従業員の健康状況を迅速に把握し、従業員に発熱や呼吸器官症状が生じた場合、速やかに指定病院での診察を手配し、感染症の疑い又は確定が発見された場合、直ちに緊急対応予備案を起動して適宜な対応を行わなければならない。
- 勤務場所の室内換気を維持し、可能であれば自然換気を推奨する。
- 勤務場所に手洗い施設の設置又は手指消毒液の配置を行い、仕事と生活場所の清潔と消毒を適切に実施する。
- 疫病防止期間において、人の集まりと集団活動を減少し、室内の密集場所の換気を維持し、社員食堂の清潔・消毒を適切に行う。

¹⁴ 「全国不同风险地区企事业单位复工复产疫情防控措施指南」

¹⁵ 「企事业单位复工复产疫情防控措施指南」

- 従業員の集団宿舍の換気を保障し、清潔消毒が十分に実施されたことを前提として、宿舍ごとの入居者人数を自主的に手配することができる。
 - 疫病防止の防疫知識の普及・広報を強化し、従業員の防疫意識の強化を指導・督促する。
 - 粉塵、化学毒物等の危害関連作業の従業員は、職業健康規範等に従ってマスクを着用し、その他の従業員は、「公衆の科学的なマスク着用指針」¹⁶の要求に従ってマスクを着用する。具体的には各企業・事業単位は自らの状況に応じて決定する。
 - 緊急対応の能力を保障し、無症状感染者、疑いがある及び確診感染事例の早期発見、早期報告、早期隔離、早期治療を実現し、集団感染事例を防止する。
- イ 感染リスクのレベルが中又は高の地域の企業・事業単位について
- 感染リスクのレベルの低い地域の企業・事業単位の防止措置に加え、従業員の健康監督と出入登録の管理を強化し、従業員と外部人員が単位又は工場地域に入る前に体温検査を行い、正常体温の人員のみを入場させる。
 - 勤務場所における会議の数を減少し、会議が必要である場合でも、会議時間を短縮し、規模を制限する。テレビ又は電話会議を推奨し、実際の状況に応じて時差出勤、フレックスタイム制又は在宅勤務を実施する。
 - 従業員に個人防止策を取り、できる限り外出せず、特に人員密集又は換気が悪い場所に行かないよう指導する。
 - 疫病防止の緊急対応措置と対応プロセスを明確に、疫病防止の責任を部署と個人まで徹底・具体化する。
 - 各具体的な措置について、引続き「企業・事業単位の生産復旧における疫病防止措置指針」に従って実施する。
- ウ 地方政府の対応について、各地方政府は、引続き「科学的な予防・治療、的確な施策、地域別・レベル別に新型コロナウイルス肺炎疫病防止活動を行うことに関する指導意見」（前述（3）の①を参照されたい。）に従って、管轄地域における感染リスクのレベルの低、中、高の県（市、区、旗）のリストを即時に公布し、企業・事業単位の疫病防止と生産復旧を総括的に指導する。

（田暁争・外国法事務弁護士）

¹⁶ 「公众科学戴口罩指引」

二. 連載 中国法実務のイロハ
第三弾：契約実務のイロハ（第1回／全10回）

第1回	2020年4月号	取引相手の選定と審査
第2回	2020年5月号	日本の契約との違い
第3回	2020年6月号	契約の言語、準拠法、紛争解決手段
第4回	2020年7月号	契約の履行を確保するための方法
第5回	2020年8月号	期間及び時効の管理
第6回	2020年9月号	契約の変更、終了、更新
第7回	2020年10月号	輸出入契約のポイント
第8回	2020年11月号	代理店契約のポイント
第9回	2020年12月号	業務委託契約のポイント
第10回	2021年1月号	賃貸借契約のポイント

第1回 取引相手の選定と審査

Q3.1.1 取引先の選定について、どのような点に留意すべきでしょうか。

取引先の選定について、企業としては、事業面から様々な検討をしておりますが、法的観点からは、主に次の2点に注目すべきといえます。一つは、取引相手が確実に計画している取引を履行できるのか、もう一つは、万が一、契約通りに履行されていない場合、十分な損害賠償能力を有するののかということです。そこで、取引先を選定する場合、次の点に留意すべきといえます。

- 計画している取引に相応する契約履行能力を有するか
- 必要な資格、許可を持っているか
- 信用上の問題があるか。
- 取引先の性質などにより、契約の有効性に関する問題を生じるか
- 取引規模に応じた支払い能力や賠償能力を有するか。
- 当該取引先と取引することについて、コンプライアンス上の問題を生じるか。

Q3.1.2 相手方の履行能力、法的資格、信用上の問題を確認する方法にはどのようなものがあるでしょうか。

新しい取引先に対する調査について、中国実務では、伝統的には、営業許可証等の証書類の写しに社印を押したものを提出させるということが多く行われています。

重要な取引の場合、法律事務所や調査会社等に依頼して信用調査を行うこともありますが、近時は、企業信用情報を誰でも容易に入手できるようになったため、社内の業務部門等による簡単な信用調査をオンラインで実施することが多いといえます。

中国では、企業情報のインターネットでの公開が進んでおり、国家市場監督管理総局が運営する企業信用情報公示システム¹⁷（以下、「情報公示システム」といいます。）は企業情報を確認する重要な手段の一つであります。情報公示システムは、誰でもインターネットを通じて 24 時間いつでも無料でアクセスすることができます。また、情報公示システムから企業の基本情報、行政許認可取得情報、行政処罰情報及び経営異常リスト又は重大違法失信企業リストへの掲載の有無を確認することができます¹⁸。そのうち、企業の基本情報には企業の名称、種類、法定代表者の氏名、登録資本金、設立日、住所、経営範囲、株主及び出資情報、主要人員情報、分支機構、抵当権設定状況、持分質権設定状況、役所による検査の結果、抹消届出公告及び企業年度報告情報などが含まれます。

上記の情報公示システムのほか、司法機関が主催する判決書公開ネット¹⁹、執行情報公開ネット²⁰も企業の信用情報を確認する重要なルートであります。判決書公開ネットでは、企業に係わる判決書を検索できますので、取引相手において発生した訴訟になった紛争を確認することができます。執行情報公開ネットからは、全国の裁判所（軍事裁判所以外）の信用喪失被執行者の情報及び 2007 年 1 月 1 日以降に新規発生又はその前に執行完了が出来ていない執行実施案件の被執行者の情報が調べられます。

国家機関が運営システム以外、一部の民間企業が運営している企業情報調査サイトもあります。そのうち、代表的なのは、天眼查、企查查と啓信宝です。各国家機関の運営システムより公示された企業情報等を収集・整理したものです。無料でも基本的な情報は見られますが、有料会員になれば、出資構造や投資先の情報、役員の兼任状況や裁判に関する情報なども一目瞭然となり、大変便利です。一方、情報更新の遅延や錯誤がある可能性も否定できませんので、民営サイトを利用する場合、重要な情報について、国家機関の運営するシステムにもアクセスし、ダブルチェックを行うことが望ましいといえます。

Q3.1.3 相手方の経営範囲について注意すべき事項は何でしょうか。

取引先を選定する場合、取引内容が取引相手の経営範囲に含まれているのかを確認するほか、当該項目が法律、行政法規に定めた許認可を受けるべきであるものかどうかを確認しなければならず、許認可を受けるべき項目である場合、取引相手が取得した許認可の証明書類もチェックする必要があるといえます。例えば、第一類医療器械の経営（販売）について、許認可や届出は不要であります。第二類医療器械の場合は、食品薬品監督管理部門に届出、第三類医療器

¹⁷<http://www.gsxt.gov.cn/index.html>

¹⁸ 公示される情報には、企業自己申告事項も存在しており、また、企業からの届出・登記変更の申請の遅延や関係する役所間の情報共有の不備等により、情報公示システムに公示されている情報が実際の状況と一致していない場合もありますので、ご注意ください。

¹⁹<http://wenshu.court.gov.cn/>

²⁰<http://zxgk.court.gov.cn/>

械の場合、食品薬品監督管理部門に許認可を申請し、医療器械経営許可証を取得しなければならないとされています²¹。

なお、経営範囲を超えた契約が直ちに無効になるものではありませんが、取引項目が国家の強行規定による経営制限もしくは経営の特別許可又は法律もしくは行政法規の経営禁止規定に定めたものに該当し、且つ、取引相手が必要な許認可を取得していない場合には、契約の有効性についても問題を生じます²²。

また、仮に契約の有効性について問題がないとしても、取引相手の経営範囲にない取引を行うことは、コンプライアンス上の問題があり、また、取引相手の契約履行能力にも疑いが生じますので、そのような取引相手との取引は避けたほうが無難です²³。

Q3.1.4 信用状態について注意すべき事項は何でしょうか。

Q3.1.2にて企業信用情報を調べる方法を紹介しましたが、情報公示システムなどより公示されている情報を確認する場合、次のポイントに注意しなければなりません。

➤ 行政許認可情報

当該項目から企業が取得した資格や許認可を確認することができます。但し、異なる政府機関が行った許認可の情報共有の限界などの問題から、企業が取得した全ての行政許認可が網羅的に公示されているとは限りません。そのため、重要な許認可については、取引相手から許可証等の証明書類を提出してもらい、また、可能であれば、関連主管部門にも照会することが望ましいといえます。

➤ 行政処罰情報

行政処罰について、情状が重いものと軽いものがありますので、その具体的な内容及び発生時期等に基づいて取引先の信用及び取引に対する影響を検討すべきといえます。

➤ 経営異常リスト

実務上では、企業が経営異常リストに収録される主な原因が二つあります。それは、①企業情報公示暫定条例²⁴第8条に定めた期限内に年度報告を公示していなかったこと、②登記住所又は経営場所において企業との連絡を取れないことです。特に初回の取引の場合、登記住所又は経営場所を通して企業との連絡を取れない問題がないかに注意すべき

²¹ 例えば、マスクの販売について、日常防護類のマスクの場合、医療器械に該当せず、食品薬品監督管理部門への届出や許認可申請が不要ですが、国家食品薬品監督管理総局が公布した「医療器械分類目録」によれば、医療用マスクは第2類医療器械に該当しますので、医療用マスクを販売する会社については、食品薬品監督管理部門への届出を行っている必要があります。なお、医療器械の製造については、第1類が届出、第2類、第3類が許認可となっております。

²² 「契約法」の適用に関する若干問題についての解釈（一）（最高人民法院关于适用《中华人民共和国合同法》若干问题的解释（一））第10条

²³ なお、取引内容が自己の経営範囲を超える場合には、速やかに自己の経営範囲を変更して、登記変更を行うべきといえます。

²⁴ 「企业信息公示暂行条例」

です。登記住所や公示された経営場所以外の場所で事業が行われる例は実際にはあるものの、当該会社の実態のないペーパーカンパニーである可能性もあります。

➤ 重大違法失信企業リスト

重大違法失信企業リスト管理暫定弁法²⁵第2条によれば、重大違法失信企業リストに掲載されている企業が、工商行政管理に関する法律、行政法規に違反し、且つ情状の重いものでありますので、当該リストに収録されている企業と取引する場合、契約違反行為の発生リスクが高くなりますので、慎重に検討する必要があるといえます。

➤ 被執行者情報

取引相手が執行手続の対象となっている場合、その契約履行能力及び損害賠償能力に懸念が生じますので、取引相手が執行情報公開ネットに掲載されているのかについては、特に注意しなければならないといえます。

Q3.1.5 不正な取引背景がないかにつき、どのような点に注意すべきでしょうか。

取引先の選定について、取引相手の企業信用情報の確認のほか、取引先選定におけるコンプライアンス管理の視点からの確認も必要といえます。例えば、取引相手に自社従業員との間で特殊な関係が存在しているのか（従業員本人又はその家族若しくはその他の利益関係者が投資、運営している会社であるのか）などです。

この場合、取引相手の会社信用情報に対する審査を強化する以外、自社の就業規則にて利益相反取引の禁止や利益関係者との取引の事前申告制度や規則違反行為が発生した場合の懲戒規定等も定める必要があります。また、相見積もりの実施、集中購買、部門横断審査、ダブルチェック制度の導入、定期又は不定期の監査の実施なども検討に値するといえます。

他方、相見積もり実施について、中国実務では、「三社見積比較」という方法が良く取られるものの、担当者が特定のサプライヤーを指定した後、当該サプライヤーが自己の見積もりよりも高い相見積もりを2つ用意するという不正行為も存在します。そのため、単純に価格だけで形式的な相見積もりをするのではなく、評価基準を工夫するとともに、公開ルートからの市場価格確認や、信頼できる取引先（製品・役務の品質が確認でき、現地訪問の上、状況を確認済みの会社等）と基本契約を締結し、長期取引関係を維持することなども検討に値するといえます。

Q3.1.6 契約締結時に注意すべき点は何でしょうか。

中国では、契約書の末尾に、よく、「本契約は、各当事者の法定代表者又は授權代表が署名捺印した後に効力を生じる」等と表現しますが、「署名捺印」若しくは「署名又は捺印」と表現する場合、署名又は捺印のうちのいずれかの一つがあれば、効力を生じますが、「署名且つ捺印」

²⁵ 「严重违法失信企业名单管理暂行办法」

と表現する場合、署名と捺印の両方が揃わなければなりません。よって、契約の規定内容に従って、署名と捺印の必要性を確認すべきといえます。

捺印について、代表印（代表取締役之印）や担当部門の部門長印を押す日本の場合と異なり、中国では、社印（公章）か契約専用印（合同专用章）を押すのが一般的です²⁶。それ以外の印鑑（部門印等）が押された場合、会社の行為として有効かどうかに関する争いが生じるおそれがありますので、ご注意ください。

また、法定代表者（日本では代表取締役が複数存在する会社もありますが、中国では法定代表者は1人しかいません）は会社の代表権を持っていますので、法定代表者自ら署名する場合、契約の効力については問題がないといえますが、よく「授権代表」といって、法定代表者以外の者が署名することがあります。その場合には、署名者の権限も確認しなければなりません。中国では、契約書に捺印をする文化がありますので、仮に署名者の権限を確認することが難しい場合、署名に加えて、社印か契約専用印を押すように求めるべきといえます。

Q3.1.7 取引相手方が、分公司や弁事処といった拠点の場合にはどうすべきでしょうか。

複数の拠点を有する会社には、「分公司」（支店に相当、登記を行う。）、「弁事処」（事務所に相当、登記無し。）といったものがあります。分公司については法的根拠があり、会社法第14条によれば、分公司には法人格はなく、その民事責任は会社が負担するとされます。また、法に従って設立し、営業許可証を取得した会社分支機構（分公司はこれに当たります）は民事訴訟の当事者になることができるとされます²⁷。そのため、分公司と取引することや分公司と契約することも可能といえます。他方、弁事処の場合、連絡事務所に過ぎず、登記がなく、訴訟当事者ともなりえないため、取引相手が弁事処である場合には、弁事処が所属する会社本体と契約すべきといえます。

Q3.1.8 メールやチャットなど、ネットを経由した取引の場合の注意事項は何でしょうか。

インターネットやスマートフォンの普及に伴い、ネットを経由した取引が増えています。また、紙媒体での契約書作成・送付をせず、メール等で取引内容や取引条件を約定することもよくあります。

メールやチャットなどでの電子記録は電子証拠に該当し、法的には、電子証拠の効力も認められていますので、電子的手段を通じて取引条件を約定すること自体は可能です。しかし、電

²⁶ 日本では、「記名捺印」が署名にとって代わるというスタンスですので、印鑑も「代表取締役之印」というように、あくまで特定された個人の職務印となりますが、中国では、社印も契約専用印も、会社名のみが入っており、中国の契約には、「記名」という要素はありません。そのため、「署名且つ捺印」という方法でない限り、契約上個人名の記載がなく、社名だけの捺印のみで有効となります。

²⁷ 「民事訴訟法の適用に関する最高人民法院の解釈」（最高人民法院关于适用《中华人民共和国民事诉讼法》的解释）第52条

子証拠は偽造、修正、抹消が容易な特性があることから、万一、紛争が発生した場合、双方の最終合意内容の証明や裁判所への証拠提出などの場面で負担が増えます。また、現在、担当者個人の WeChat 等を会社業務に使用することも多いといえますが、情報が個人のスマートフォンに保存されているため、担当者個人の離職などにより、契約や合意の内容が確認できないリスクも生じます。そのため、WeChat 等で合意に至った事項をメールや書面で別途確認して、会社の記録として残すべきといえます。

他方、ネット経由の取引の場合、特に相手の素性がわかりにくくなり、契約履行能力のない当事者との契約等のリスク防止のため、取引相手に対する信用調査や取引条件（特に支払条件）の検討を強化すべきといえます。

Q3.1.9 相手方から関連会社と契約を締結するように要請された場合に、どのような点に注意すべきでしょうか。

取引相手と交渉する途中、取引条件がほぼ確定した段階、ひいては契約が一旦締結された後でも、相手方からその関連会社と契約を（再）締結するように要請されることがあります。契約においては、相対性があり、契約の効力は契約当事者にしか及ばず、当事者以外の者に対しては拘束力を有しません。仮に取引条件などについて全て相手方と交渉したとしても、指定された関連会社とのみ契約を締結し、相手方による担保などが無い場合、当該関連会社が契約に違反しても、相手方に損害賠償を請求することができず、契約当事者であるその関連会社に対して損害賠償を請求するしかありません。

また、取引相手とその関連会社はそれぞれ独立した法人ですので、相手方に対する信用調査の結果問題なしと判断していても、その関連会社の信用に問題がないと即断することはできません。そのため、関連会社と契約を締結するように要請された場合、その関連会社の信用情報、資格、賠償能力なども改めて確認しなければならず、場合によっては、相手方による担保の設定を要求することも検討に値するといえます。

Q3.1.10 多数当事者間の取引については、どのような点に注意すべきでしょうか。

Q3.1.9 でも述べましたが、契約には相対性がありますので、第三者が関わる取引の場合、単に双方当事者間の契約にて第三者が履行すべき義務を定め、当該第三者による同意を取得していない場合、当該第三者に対し拘束力を生じません。多数当事者間の取引の場合、それぞれの二当事者間で契約を締結すること、全当事者間での契約書を締結すること、または当該第三者による書面同意を取得することが必要といえます。

また、多数当事者間の取引の場合、権利義務の関係も若干複雑化になりますので、契約方式を問わず、約定された各当事者間の権利義務について矛盾がないかを確認する必要があります。

その他、下請契約のように、それ自体は二当事者契約であっても、自社の顧客に対する契約の履行の全部又は一部を取引相手に再委託する場合、自社と顧客との間の契約と自社と再委託先との間の契約との整合性を確認しなければならず、自社の顧客から要求された事項（秘密保持や損害賠償責任の内容を含む）を十分に再委託先にも遵守させ、責任追及ができるようになっているかを確認する必要があります。

（楊利濤・中国法顧問）

三. 中国法務の現場より

1. 「北京市ビジネス環境最適化条例」について

2019年10月に、世界銀行より公表された「ビジネス環境の現状 2020」によれば²⁸、中国のビジネス環境容易性スコア（Ease of doing business index）は、100点満点中77.9点で、世界ランキングで31位となった²⁹。

このランキングは、世界190か国についてビジネス活動における制度的環境を比較評価し、各国におけるビジネスのしやすさをランキング化したもので、企業設立の容易性、建築許可証取得の容易性、電力事情、不動産登記の容易性、資金調達環境、少数株主の保護、納税環境、貿易環境、契約の執行状況及び破産処理という10分野における各種指標をスコア化し、各国をスコア順に並べたものである。

中国は、以下のように、2018年の78位、2019年の46位、そして、2020年の31位と徐々にそのランキングを上げていることが分かる。



報道によると、中国のビジネス環境評価にあたって、北京は、中国におけるサンプル都市として評価された結果、78.2点を得たとのことである³⁰。このような背景を踏まえ、北京市全人代常務委員会は、北京市におけるビジネス環境をさらに改善することを目標とし、2020年3月27日に「北京市ビジネス環境最適化条例」（以下「本条例」という。）³¹を公布し、4月28日に施行となる。これは、2020年1月1日に施行された「ビジネス環境最適化条例」³²に基づいて制定されたものである。

本条例では、ビジネス環境最適化のための多岐にわたる政策、措置が制定されているが、紙幅の都合上全てを紹介することが難しいため、以下では、その中で特に注目すべきと思われる内容について紹介したい。新型コロナウイルスの流行により、大きな経済上の打撃を受け、また、依然として厳しい管理下に置かれている北京市であるが、本条例が、今後の北京市の、ひいては中国の経済回復に資するものと期待したい。

²⁸ <https://openknowledge.worldbank.org/bitstream/handle/10986/32436/9781464814402.pdf?sequence=24&isAllowed=y>

²⁹ なお、日本のスコアは78.0で、29位となっている。

³⁰ http://www.xinhuanet.com/2019-10/27/c_1125158757.htm

³¹ 「北京市优化营商环境条例」

³² 「优化营商环境条例」

(1) 華北地区におけるビジネス環境最適化の協働推進

北京市は、天津市、河北省と協働し、政府サービス基準の同一化、資格の相互認可、ビジネス関連許認可の区域内における共通受理などといったビジネス環境最適化政策を逐次推進することとされている³³。

(2) 北京市独自のネガティブリストの制定

北京市においては、全国人民代表大会、国务院が認可した「北京都市全体計画」³⁴及び国家の要求に基づき、首都機能を果たすのにふさわしい産業発展政策及び新規産業禁止制限目録を制定し、各区レベルの人民政府、政府部門は独自にこれを制定してはならない。当該ネガティブリストにて禁止又は制限された産業以外については、いずれの市場主体も平等に参入することができる³⁵。

(3) 市場主体登記手続の簡易化

以下の方法により市場主体の登録手続を簡素化することを目指している³⁶。これらが実現すれば、会社設立、変更登記事務の手間はかなり省かれることになると思われる。

- 市場主体の設立又は変更登記は、申請資料が真実、合法、有効であれば、市場監督管理部門は、形式的な審査のみを行うこと
- 一般経営項目の市場主体の設立を申請する場合、提出された資料がそろっていれば、直ちに許可し、原則として経営に必要な営業許可証、公章、發票を一度にまとめて提供すること³⁷
- 一般的経営範囲の市場主体を設立する場合、「国民経済業界分類」³⁸に列挙されている大項目に従って、経営範囲を登記可能とすること³⁹
- 複数の市場主体が、同一の経営場所を登録住所として登録可能とすること⁴⁰
- 企業信用情報システムでその経営場所を公示することを条件として、登録された住所以外の場所での経営を可能とすること⁴¹
- 分支機構（分公司）を設立する場合、その営業許可証に分支機構の住所を明記すれば足り、分公司単独の営業許可証を不要とすること⁴²

³³ 本条例第8条

³⁴ 中国語は「北京城市总体规划」

³⁵ 本条例

³⁶ 本条例第12条

³⁷ 一般経営項目とは、政府部門から行政許可を得ずに経営できる項目を指す（本条例第12条第2項）。

³⁸ 「国民经济行业分类」

³⁹ 通常、会社の経営範囲を定めるにあたっては、「国民経済業界分類」における表記を参考にしている。国民経済業界分類の中では、業界の属性（门类）、大項目（大类）、中項目（中类）、小項目（小类）に分けて事業内容が整理されている。過去においては、企業の経営範囲については、その基準が明確されず、各地の主管部門の認識も統一されていないため、企業が自ら設定した経営範囲の記載は市場監督管理局からよく指摘を受けることがあった。

⁴⁰ 原則として、同一の登録住所には一つの主体しか登記をすることができないことに対する例外となる。

⁴¹ 原則として、登録住所以外の場所で事業活動を行うには、分公司を設立しなければならないことに対する例外となる。

⁴² 現在、分公司については、総会社とは別個に営業許可証を取得することが必要となっている。

(4) 連絡先の簡易化

登録した住所又は北京市企業登記サービスプラットフォームに申告した住所をもって法律文書の送達住所として設定するものとしつつ、市場主体が電子送達に同意する場合、原則として、北京市企業登記サービスプラットフォームに登録されたメールアドレス、FAX、メッセージアプリ用アカウントを電子送達先とする⁴³。

(5) 動産担保登記の統一化等

人民銀行の動産融資登記システムにおいて、航空機、船舶、自動車及び知的財産を除く動産担保物に対して、統一的な登記を行う⁴⁴。また、動産担保の当事者において、担保物本体に限らず、それによって将来発生する商品、収益、代替品等の資産を担保の対象とすることができ、北京市地方金融監督管理部門は、債権者の便に供するため、担保物処理プラットフォームの建設を推進する⁴⁵。

(6) 企業抹消登記の簡易化

市場監督管理部門は、以下のいずれかの場合に企業抹消登記を行うものとする⁴⁶。

- 営業許可証が発行された後、生産活動が行われず、又は債権債務が存在しない場合で、国家企業信用情報システム上で登記抹消の予告に関する公告がされてから 20 日間が経過し、且つ、異議がない場合
- 破産管財人が人民法院の破産手続裁定文書に従って申請する場合
- 営業許可証が取り消されて 3 年以上が経過し、その株主が書面により会社の債務を負担することを約諾した場合

(7) 政府サービスの標準化等

北京市における、政府サービスの向上のため、以下のような政策が定められている。

① 政府サービスの標準化

政府サービスの標準化を推進し、関連する政府部門と統一な政府サービス事項目録及びガイドラインを編成し公布する。ガイドラインには、各事項に関する申請条件、必要資料、受理条件、プロセスと所要時間、費用基準、連絡方法、クレームルート等内容を含むものとする⁴⁷。

② 政府サービス提供地点の調整

北京市においては、政府事務サービス事項は政府事務ホールで統一的行うことを推進し、必要に応じ、北京市都市副中心、他の交通の便が良い区域で政府事務サービスステーションを設置する。さらに、週末サービス、ピークシフトサービス、時間外サービスを実行するなどして、利便性を提供する⁴⁸。

⁴³ 本条例第 13 条

⁴⁴ 本条例第 18 条

⁴⁵ いわゆる集合動産譲渡担保（中国法上は動産抵当（动产抵押））に関するものであるが、現行法上、集合動産譲渡担保については、これを正面から認めた法令はないが、実務上は一応このような担保形態も可能であるとされている。

⁴⁶ 本条例第 26 条

⁴⁷ 本条例第 29 条

⁴⁸ 本条例第 32 条

③ 政府サービスのオンライン化

北京市における一切の政府サービス事項について、オンライン化を進め、北京市政府サービス部門において、全市統一のサービスプラットフォームを建設する⁴⁹。

④ 税務、人力資源・社会保障部門による措置

税務、人力資源社会保障部門は、情報セキュリティを保障する前提で、以下の利便化措置を実施する⁵⁰。

- 全市共通の税務サービスを推進すること
- 財政、納税補助申告システムを通じて、財務諸表と税務申告表データの相互の転換サービスを提供すること
- 市場主体への納税リマインドとリスク提示を行うこと
- 社会保険、医療保険、住宅積立金の連合申告を推進し、ネットでの納付を実施すること
- ブロックチェーン技術を利用し、増値税電子専用発票及びその他電子的支払手段の導入を推進すること

(8) 不動産登記等の利便化

不動産登記部門は、建設部門及び税務部門と連携し、不動産譲渡に伴う登記、取引及び納税業務について、一括して、1営業日を超えない時間内に行う。

また、合わせて、不動産の面積、用途、担保設定情報、差押情報、権利者が企業又は組織である不動産の所有権状況、水平断面図等の情報に関する調査サービスを市場主体に対して提供する⁵¹。

(包城偉豊・弁護士、呉秀穎・中国法顧問)

2. マスク等の防疫物資の輸出規制について

中国では、COVID-19の抑え込みと事業活動の復旧の本格化により、COVID-19の感染拡大が続く諸外国からのニーズに応えるべく、マスク等の防疫物資の製造・輸出が急速に拡大している。

小職が知りえた状況として、マスクの製造については、旧正月前後の時期から、国が既存のマスク工場には中国国内向けに製造を強制的に指示し、国外への輸出を禁じていたが、2月いっぱい中国国内での感染が抑制され、かつ、大量の新規メーカーの参入も相まって国内の製造能力が大幅に増大したため、各メーカーや輸出業者から国外に大量に輸出されるようになった。

統計によれば、3月1日から4月25日までの間に、防疫物資の輸出額は、550億元に上り、そのうち、マスクは、211億枚が輸出されたということである。近時は、マスクの輸出量は1日で14億枚にも達しており、3月末の2.24億枚から比べて、1か月で6倍強の急増である⁵²。

⁴⁹ 本条例第34条

⁵⁰ 本条例第44条

⁵¹ 本条例第45条

⁵² <http://www.cccmhpie.org.cn/Pub/6325/176205.shtml>

そのような中、欧州で中国製のマスクに不良品が多く、大量の返品が発生したというニュースが出るや否や、商務部・税関総署・国家薬品监督管理局が3月31日に連名で「医療物資の秩序ある輸出の展開に関する公告」⁵³（5号令）を出し、4月1日より、COVID-19の検査薬、医療用マスク、医療用防護服、呼吸器、赤外線体温計については、中国の医療器械製品登録証書を取得した製品⁵⁴であり、かつ、輸出先の品質基準に適合することの声明書を提出し、税関において、医療器械製品登録証書を確認してから通関を認めることとされた。

他方、マスクには、医療用のもの（GB 19083-2003）のほかに、非医療用のもの（GB2626-2006和GB/T32610-2016）も存在する。EUや米国などにおいては、それぞれの基準があり、中国では非医療用のマスクであったとしても、外国では、医療機関での一定の範囲の使用に耐えるものもあり、そのようなニーズを満たすために、海外の製品認証を先に取得して、非医療用マスクとして輸出通関をする新興のマスクメーカーも多く出現した。これらの非医療用のマスクについては、製造⁵⁵・輸出管理について明確なルールがなかった。

そこで、商務部・税関総署・国家市場監督管理総局は4月25日に連名で「防疫物資輸出品質監督管理のさらなる強化に関する公告」⁵⁶（12号令）を出し、非医療用のマスクの輸出については、中国の品質基準又は国外の品質基準に適合することを要することとした。そして、商務部が国外の基準の認証ないし登録を得た非医療用マスクの製造企業についてホワイトリスト⁵⁷を設けるとともに、国内市場で処罰された不合格製品と企業のブラックリスト⁵⁸も設け、国外の基準に基づく製品の場合には、当該ホワイトリスト掲載の企業が製造した製品のみを輸出可とするとともに、売買両当事者が「共同声明」に署名し、当該マスクを非医療用の範囲で用いることを宣言することが必要になった。なお、ブラックリスト掲載企業の製造したマスクについては、輸出できない。

また、12号令は、医療用の防疫物資について、5号令に対する緩和措置を導入し、中国の医療器械製品登録証書を未取得であっても、商務部が提供する国外の基準の認証ないし登録を得た企業リスト⁵⁹に掲載されている場合には、通関を認めることとした。

本来ならば、中国の医療器械製品登録証書を取得せずに、医療器械を製造することには問題があるといえるが、輸出向けメーカーは、海外の基準に従って製造しているのが普通であるという理由を中国医薬保健品輸出入協会が記者会見で述べるなどして、国策でマスク増産・新規参入したものの⁶⁰、医療器械製品登録の手続が間に合わない企業に対しても輸出の道を認め、不良品の輸出を抑止しつつ、緊急事態下における現実的な対応を目指すものといえる。

もし、中国からマスクを日本に輸出する、或いは日本において、中国からマスクを輸入するという場合には、売り手市場（前金を要求するメーカーがほとんど）の中でも、上記の規制（但し、ルールは次々に新しいものが出るので、その時点で最新のものをご確認いただき

⁵³ 「关于有序开展医疗物资出口的公告」 <http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/202003/20200302950371.shtml>

⁵⁴ <http://www.nmpa.gov.cn/WS04/CL2582/> こちらのウェブサイトで登録情報を調べることができる。

⁵⁵ 非医療用のマスクは「医療器械」には該当しないので、医療器械製品登録も不要である。

⁵⁶ 「关于进一步加强防疫物资出口质量监管的公告」

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/202004/20200402958960.shtml>

⁵⁷ <http://www.ccmhpie.org.cn/>（中国医薬保健品輸出入協会のウェブサイト）において随時更新発表される。

⁵⁸ <http://www.samr.gov.cn/>（国家市場監督管理局のウェブサイト）において公表される。

⁵⁹ <http://www.ccmhpie.org.cn/>（中国医薬保健品輸出入協会のウェブサイト）において随時更新発表される。

⁶⁰ 地元政府の要請で、まったくマスクの製造経験のなかった会社が、3月から本格製造を開始し、今や1日100万個の製造をしているという例も聞く。

たい) に注意しつつ、製品の品質に加え、非医療用・医療用の区別に基づき、必要な手続を履践できるかを確認してから買い付けを行うべきといえる。

なお、マスクの中国からの輸出については、政府レベル、企業レベルでの大量買い付けのほか、個人や団体による寄付も大変多くなっており、輸出用の物流はパンク状態となっている。DHL や順豊などが、個人が比較的安価で利用できる便利なサービスを提供していたが、それぞれ4月中旬以降、受付を中止している。他方、郵便局のEMSは現在もマスクは1回200枚までであれば、従来通り受付をしている。日本側では、郵便局のEMSは中国宛発送を停止しているものの（小職の知る範囲ではDHLだけが正常に動いているようである）、中国から日本へは郵便局のEMSは、物品でも書類でも何でも送れるので、配達時間に余裕があれば、是非ご利用されたい。

(山根基宏・弁護士)

TMI 中国最新法令情報—2020年4月号—

発行：TMI 総合法律事務所

監修：何連明・外国法事務弁護士

編集主幹：山根基宏、包城偉豊・弁護士

発行日：2020年5月5日